

徳島県農林水産審議会設置条例

平成20年12月25日
徳島県条例第58号

(設置)

第1条 知事の諮問に応じ、徳島県の農林水産に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として、徳島県農林水産審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

1 徳島県農政審議会設置条例(昭和59年徳島県条例第8号)

2 徳島県沿岸漁業等振興審議会設置条例(昭和60年徳島県条例第13号)

第2回徳島県農林水産審議会 出席者名簿

平成31年1月16日(水) 県庁10階大会議室

	氏名	役職	出欠
	いちおか さおり 市岡 沙織	市岡製菓株式会社 代表取締役	(欠席)
	いば かよ 伊庭 佳代	つるぎ木材加工協同組合 理事	(欠席)
	おおしろ さちこ 大城 幸子	阿南中央漁業協同組合 参事	出席
	おおにし きみひろ 大西 公宏	全国農業協同組合連合会徳島県本部 県本部長	(欠席)
	おか なおひろ 岡 直宏	徳島大学社会産業理工学部 講師	出席
	おかえ えみ 岡江 恵美	海部きゅうり塾 第1期生(公募委員)	(欠席)
	おかだ いくひろ 岡田 育大	徳島県木材協同組合連合会 理事	(欠席)
	かどた まこと 門田 誠	一般社団法人徳島新聞社編集局政経部長兼論説委員	出席
	かめわ まき 亀和 万喜	徳島県漁協女性部連絡協議会 会長	(欠席)
	かわまた てつや 川真田 哲哉	徳島県土地改良事業団体連合会 会長	(欠席)
	きもと みわ 木元 美和	徳島女性農業経営者ネットワーク 顧問	出席
	さかきの ちあき 榊野 千秋	徳島県森林組合連合会 理事	出席
	ささき しほ 佐々木 志保	公益財団法人徳島経済研究所 研究員	出席
	しまだ よしひさ 島田 吉久	徳島県漁業協同組合連合会 専務理事	出席
副会長	ともたけ はつみ 友竹 初美	J A徳島女性組織協議会フレッシュミズ部会 会長	(欠席)
	なかにし しょうじろう 中西 庄次郎	徳島県農業協同組合中央会 会長	(欠席)
	にしおか さちこ 西岡 さち子	農業女子プロジェクト メンバー(公募委員)	出席
	はら きみよ 原 君代	株式会社キョーエイ 作業改善プロジェクトコントローラー	出席
	ばんどう はるか 板東 春香	野菜ソムリエコミュニティ徳島 メンバー	出席
	ひさおか かよ 久岡 佳代	かいふの木の家 事務局長	出席
	ふくい まさひこ 福井 雅彦	徳島県町村会 副会長	(欠席)
	やすだ たかこ 安田 孝子	NPO法人徳島県消費者協会 会長	出席
	やまね こうじ 山根 幸二	徳島県養鶏協会 副会長	出席
	会長	よこいがわ くみお 横井川 久己男	徳島大学 生物資源産業学部長
わだ ともこ 和田 智子		株式会社泉源 取締役	出席

(敬称略, 50音順)

(出席15名, 欠席10名)